



2021年6月22日

各 位

会 社 名 シナネンホールディングス株式会社
 代 表 者 代表取締役社長 山崎 正毅
 (コード番号 8132 東証第一部)
 問合せ先 代表取締役専務CCO 清水 直樹
 (TEL 03-6478-7810)

取締役等に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	(割当先が取締役の場合) 2021年7月21日 (割当先が従業員の場合) 2021年9月22日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 32,484株
(3) 処分価額	1株につき2,942円
(4) 処分価額の総額	95,567,928円
(5) 割当予定先	当社の取締役(※1) 4名 3,995株 当社の従業員 45名 13,606株 当社子会社の取締役 合計27名 14,883株 ※1 社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年5月24日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下同じ。）に対して当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2021年6月22日開催の第87期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額60万円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は約1年から約5年までの間で取締役会が定める期間とし、また、必要に応じて当社の取締役会が定める一定の業績目標の達成を譲渡制限解除の条件とすることにつき、ご承認をいただいております。

本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

当社の取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

本制度により当社の取締役に対して発行または処分される当社の普通株式の総数は年3万株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と割当てを受ける取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

なお、当社は、当社の取締役のほか、当社の従業員の一部並びに当社子会社の取締役の一部に対しても、当社の取締役と同様の譲渡制限付株式を付与する旨を、以下のとおり本日開催の当社の取締役会にて決議しております。

今般、当社は、制度の目的、当社の業績、各割当対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日開催の取締役会の決議により、①（i）当社の取締役4名に付与される当社に対する金銭報酬債権、及び、（ii）当社の従業員45名に付与される当社に対する金銭債権、並びに、②2021年6月22日開催の当社の子会社の取締役会の決議に基づき当社の子会社の取締役合計27名に付与される各社に対する金銭報酬債権の合計95,567,928円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権（金銭債権）の額は金2,942円）、自己株式処分として当社の普通株式32,484株（以下「本割当株式」といいます。）を付与すること（以下「本自己株式処分」といいます。）を決議いたしました（以下、本自己株式処分を受ける当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役を併せて「対象者」といいます。）。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象者は、個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結しますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象者は、2021年7月21日（従業員の場合は2021年9月22日）（払込期日）から2023年3月期に係る決算短信（連結）を公表した日の翌日（以下「基準日」といいます。）までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(2) 譲渡制限の解除条件

①対象者が、2021年7月21日（従業員の場合は2021年9月22日）（払込期日）から基準日までの間、継続して当社または当社の子会社の取締役または対象となる従業員の地位にあることに加え、②2023年3月期の自己資本利益率（ROE）（ただし、2023年3月期に係る決算短信（連結）をもとに算出する。）が6%以上となることを条件として、譲渡制限期間満了時点をもって、本割当株式につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により当社または当社の子会社の取締役または対象となる従業員の地位を喪失した場合、契約書に定める所定の時点をもって、本割当株式の全てにつき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権（金銭債権）を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2021年6月21日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,942円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上